

「破産者マップ」と同種のウェブサイトに対する個人情報保護委員会の命令について

藤田彩水¹ 太田光² 加藤才³ 小崎愛華⁴ 吉田旬里⁵ 中島美香^{6, a)}

概要: インターネットサイト「破産者マップ」は、破産手続開始決定の公告として官報に掲載されていた情報を用いて、破産者の個人情報を収集し、データベース化したうえで、地図としてプロットして公開した。サイトは閉鎖されたが、同種のウェブサイトが複数存在し、同様の情報を拡散している状況が確認されている。これに対して、個人情報保護委員会は、同種のウェブサイトの運営に対する停止等の命令を発出した。本稿では、個人情報保護委員会の命令について検討を行う。

キーワード: 破産者マップ, 個人情報保護, プライバシー

The order of Personal Information Protection Commission against websites of a similar nature to 'Bankruptcy Map'

Ayami Fujita¹ Hikaru Ota² Sai Katou³ Aika Ozaki⁴ Hirari Yoshida⁵
Mika Nakashima^{6, a)}

Abstract: The website 'Bankruptcy Map' used the bankruptcy information published in the Official Gazette as a public notice of the decision to initiate bankruptcy proceedings, thereby collected comprehensive personal information on bankrupt individuals, compiled it into a database, plotted it as a map and made it publicly available. The website is now closed down, but it has been confirmed that several similar websites exist and are spreading similar information. In response, the Personal Information Protection Commission has issued orders to suspend the operation of similar websites. This paper examines the orders of the Personal Information Protection Commission.

Keywords: Bankruptcy Map, Personal Information Protection, Privacy

1. 事実の概要

「破産者マップ」とは、破産手続開始決定の公告として官報に掲載されていた情報（以下、「破産者情報」という。）

を情報源として、破産者の個人情報を網羅的に収集し、データベース化したうえで、米グーグル社がインターネット上で提供する地図サービス「Google マップ」上に地図としてプロットして公開したウェブサイトの名称であるi。同サ

¹ 中央大学国際情報学部 4 年
Faculty of Global Informatics, Chuo University, 1-18 Ichigayatamachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8478, Japan

² 中央大学国際情報学部 4 年
Faculty of Global Informatics, Chuo University, 1-18 Ichigayatamachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8478, Japan

³ 中央大学国際情報学部 4 年
Faculty of Global Informatics, Chuo University, 1-18 Ichigayatamachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8478, Japan

⁴ 中央大学国際情報学部 4 年
Faculty of Global Informatics, Chuo University, 1-18 Ichigayatamachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8478, Japan

⁵ 中央大学国際情報学部 4 年

Faculty of Global Informatics, Chuo University, 1-18 Ichigayatamachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8478, Japan

⁶ 中央大学国際情報学部准教授

Faculty of Global Informatics, Chuo University, 1-18 Ichigayatamachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8478, Japan

a) nakashima.77h@g.chuo-u.ac.jp

i 報道によると、これら破産事件の多くは、消費者金融や住宅ローンなどの借入を返済できなくなったという、事業者ではない個人の破産であること、「破産者マップ」における情報公開では、事業者や非事業者の区別をせず掲載していたことが指摘されている（弁護士ドットコムニュース『「破産者マップ」運営者を提訴『官報情報をネットで広めることは問題だ』2021年9月24日）。

イトは、2018年12月2日に開設され、2019年3月には広く知られるに至った。同サイトに破産者情報を掲載された当事者や弁護士等から、「破産者マップ」は、個人のプライバシー等の人格的利益を侵害するものであるとして苦情が相次いだ。この事態を受けて、個人情報保護委員会は、同年3月15日以降、個人情報保護法ⁱⁱにおける利用目的の通知又は公表の義務（旧法第18条）及び第三者提供の禁止（旧法第23条第1項柱書）に違反するおそれがあるとして、サイト運営者に対して行政指導を行ったⁱⁱⁱ。また、同年3月18日には、弁護士有志60人により、個人情報保護委員会に対して、サイト運営者に対する個人情報保護法上の緊急命令を求める処分等の申し出（行政手続法第36条の3第1項）が行われた。同年3月19日に「破産者マップ」は閉鎖されたが、運営者の自主的な判断によるものであり、法的措置の結果ではない^[13]（以上を『破産者マップ』事件」という）。

しかし、「破産者マップ」と同種のウェブサイトは他にも存在し、同様の破産者情報を拡散している状況が確認されている。こうしたサイトのうちのひとつは、テキスト化した膨大なデータをダウンロードできるようにしているが、同サイトは、無料インターネット版官報^{iv}が公表されてから速やかに更新されることから、プログラム等により無料インターネット版官報を自動的にテキスト化し、アップロードしている可能性が考えられる。また、同サイトは、国外のホスティングサービス、ドメイン登録サービス等を利用して構築されており、民事上の発信者情報開示請求によって運営者を特定することが困難であることも指摘されている^[13]。

2. 日弁連の意見書

「破産者マップ」及び同種のウェブサイトの問題を巡っては、2020年7月16日に日弁連が意見書を公表した^[13]。

同意見書は、国に対して以下の2点の対策を求めている。第一に、国は、「破産等手続」に関する情報について、個人情報保護法上の「要配慮個人情報」に当たるものとして、政令で定めるべきであること。第二に、国は、独立行政法人国立印刷局に対する官報掲載の委託に際しては、何人も無料で閲覧できる無料インターネット版官報について、同配信を構成するファイルのプログラム等による自動取得を防止する技術的措置を講ずることを条件とすべきであること、である。その根拠として、意見書は、大要、以下のよう

ⁱⁱ 以下、令和2年及び令和3年改正前の個人情報保護法を「旧法」と表記する。また、令和4年4月1日に、令和2年改正個人情報保護法及び令和3年改正個人情報保護法の一部が施行されており、令和2年及び令和3年改正個人情報保護法を併せて「改正法」と表記する。

ⁱⁱⁱ 朝日新聞朝刊「ネットに破産者情報、波紋 公開の官報から転

(1) 破産法等に基づく官報公告の目的について

破産法第10条は、破産手続における公告の具体的な方法や効果を定め、同条第1項では、公告は官報に掲載してすることと定めている。

破産法等において、公告は、多数当事者に対して裁判を告知する、裁判の告知を受けた利害関係者の権利行使の機会を保障する、裁判の告知を受けた利害関係者の権利行使の期限を画する、公告による告知で当該事実についての悪意を推定するといった効果を有している。この趣旨及び効果からすると、破産手続等における公告の意義は尊重されるべきであり、その際、費用、労力、時間をかけない簡便な方法として官報に掲載することはやむを得ない面がある。

しかし、債権届出期間や異議申立期間が経過すれば、公告の目的は達せられており、その後の情報の拡散は法的には不必要である。

(2) 「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報の残存と拡散が法の想定外であったことについて

破産等の手続を選択したことは、通常、広く一般には知られたくない情報である。官報に掲載される破産等に関する情報には、事件番号はもちろん、破産者等の氏名（名称）・住所といった個人を識別する情報が含まれており、極めてデリケートな個人情報と言える。

官報掲載が公告方法として選択された当初は、官報は紙で閲覧するものであり、破産等に関する情報を得るには、官報を購入する又は官報の保管場所に赴くなどある程度の費用や労力を割く必要があり、そのようなことをするのは特定の者に限られていた。現在は、内閣府から委託を受けた独立行政法人国立印刷局が運営している無料インターネット版官報において、一定期間（直近30日分）は誰でも簡単に官報の内容を閲覧できるようになっており、破産者情報が容易に収集・転載及び拡散され、かつ半永久的に残り得る状態になっているが、これは想定されていなかった状況である。

このように、官報に掲載された破産者情報が転載され、いつまでも拡散され得る状況を放置すれば、多重債務者に破産等の手段を採ることを委縮させ、経済的更生の機会を奪うことにもなりかねないし、破産等の情報が拡散することによって事実上の不利益な取扱い

載」2019年3月23日

^{iv} 無料インターネット版官報は、破産者に関する情報を30日間閲覧できるようにしている。なお、昭和22年5月3日から直近までの官報を日付やキーワードを指定して検索・閲覧できるサービスは、有料で提供されている。

を受ける可能性も高く、経済生活の再生の機会の確保を図るといふ破産法の趣旨（同法第1条）等を没却する。それだけでなく、本人を特定することが可能な情報が公開され、これが拡散し続ける状態を放置することは、プライバシーを侵害するおそれがある。

したがって、「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報の取扱いに適切な規律を設ける必要がある。

(3)「本人が破産等手続を行ったこと」を個人情報保護法上の「要配慮個人情報」として定めるべきことについて

事業者が本人の同意なしに情報を取得すること自体を規律する必要がある。当該情報は個人情報保護法上の「要配慮個人情報」（旧法第2条第3項）とされるべきである。この際、「本人が破産等手続を行ったこと」の拡散が、破産者等のプライバシー等の人格的利益の侵害を引き起こし、本人にスティグマを与えているという実態に鑑みれば、同項の「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」に当たると言えるから、個人情報保護法施行令第2条において定めることができる。と解される。

要配慮個人情報に当たるとすることにより、旧法第17条第2項の例外事由に該当しない限り、個人情報取扱事業者は、本人の同意なしには「本人が破産等手続を行ったこと」の情報を取得することができなくなり、また、オプトアウトによる第三者提供が禁じられる（旧法第17条第2項、第23条第2項）。「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報の取得及び第三者提供が直ちに違法となることによって、抑止的効果が期待できるほか、個人情報保護委員会がより積極的に監督権限を行使できることとなる。

(4)無料インターネット版官報を構成するファイルには、プログラム等により自動取得することができないよう技術的措置が講ぜられるべきことについて

破産者マップ類似のウェブサイトは、官報に掲載された「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報を毎日更新して、テキスト形式でアップロードした上で、住所についてインターネット上で地図にプロットしている。これは、無料版インターネット官報を構成するファイルを自動取得する方法で行われているものと考えられる。このように、「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報がデジタル化され、無料インターネット版官報で公開されることによって、破産者等の個人情報を無断で二次利用することが容易になっている。破産者マップ類似のウェブサイトを作成する

ような者の目的は、およそ正当なものとは考えられないので、無料インターネット版官報を構成するファイルがプログラム等により自動取得することができなくなれば、ウェブサイトによる「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報の拡散は、相当程度防止されると思われる。

したがって、必要最小限の規制としては、無料インターネット版官報を構成するファイルに、プログラム等により自動取得することができないような技術的措置が講ぜられれば足りると言える。

ただし、このような技術的措置を講じたにもかかわらず、破産者マップ類似のウェブサイトの自動的な更新が止まらなかった場合は、将来的に、「本人が破産等手続を行ったこと」に関する情報を無料インターネット版官報に掲載すること自体の制限も検討されるべきである。

3. 個人情報保護委員会の命令

2020年7月29日、個人情報保護委員会は、破産者マップと同種のウェブサイト運営して破産者情報を掲載している2事業者に対し、旧法第42条第2項に基づき、直ちに掲載を停止する旨の命令を发出した[5]（いずれの事業者の所在も不明であったため、公示送達の手法により行ったとされている）。その認定するところによれば、2事業者は、破産手続開始決定の公告として官報に掲載されていた破産者の個人情報を取得するにあたり、利用目的の通知・公表を行わず（旧法第18条違反）、個人情報をデータベース化したうえ、第三者に提供することの同意を得ないまま、これをウェブサイトに掲載していたものである（旧法第23条第1項違反）。同委員会は、2事業者に対し、ウェブサイト直ちに停止したうえ、利用目的の通知・公表を行うとともに、その個人データを第三者に提供することの同意を得るまでは、同ウェブサイトを開示してはならない旨の勧告を行ったが、対応期限の日までに措置が講じられなかったため、その勧告に係る措置をとるべきことを命令した。命令の対応期限（2020年8月27日）までに具体的な対応がなされない場合は、旧法第84条の罰則適用を求めて刑事告発することを予定している、としている。

同委員会は、2022年3月23日にも、別の事業者に対して、旧法第42条第2項に基づき、破産者情報に基づく個人データの第三者への提供を停止する旨の命令を发出した[7]。その認定するところによれば、当該事業者は、破産手続開始決定その他法的倒産手続の公告として官報に掲載された破産者情報をデータベース化した上、あらかじめ本人の同意を得ないで、同データベースをウェブサイトに掲載して自己以外の者が利用可能な状態に置き、もって第三者に個人データを違法に提供していたとされている（旧法第23条

第1項違反)。これに対して、同委員会は、同年2月に当該事業者に対し、ウェブサイトを停止し、個人データの第三者提供に際しあらかじめ本人の同意を得ること、その他旧法第23条に従った措置を講じるまでは、ウェブサイトを再開してはならない旨の勧告を行ったが、正当な理由なく、当該措置は講じられなかった、とする。命令に違反した場合、旧法第83条等に係る罰則の適用を求めて刑事告発することを検討する、としている。

4. 個人情報保護法の改正

従来、旧法第17条が、「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と定めており、個人情報の適正な取得を義務付けていたところ、今般、令和3年改正法第19条が、「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」と定めて、個人情報の不適正な利用を禁ずることとなった。当該条項の新設については、「破産者マップ」事件の影響が指摘されている[9]。2021年10月に一部改正がなされた「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」を見ると、「不適正利用の禁止に関する項目において、個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として、「裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報(例:官報に掲載される破産者情報)を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予想できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合」が挙げられている[3]。

5. 議論の状況

2021年8月5日、「破産者マップ」に自己の破産情報を掲載された被害者2名が同サイトの運営者に対して、名誉・プライバシーの侵害に基づき、慰謝料22万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した^v。同訴訟は、現在も東京地裁に係属中であると見られ、裁判所の判断は示されていない。しかし、弁護士等の実務家を中心に論説や解説がいくつか公表されているので、以下では、これらを素材として、現時点における「破産者マップ」ないし同種事件をめぐる議論状況を概観する。

大島(2020)[2]は、刑事法、民事法及び行政法の観点から分析している。第一に、刑事法の観点からは、「破産者マップ」のサイト運営者が破産者情報を公開する行為は、刑

法第230条第1項の名誉毀損罪の構成要件に該当すると指摘する。第二に、民事法の観点からは、当該被害者は、名誉権ないしプライバシー侵害を理由として民法第709条の不法行為に基づく損害賠償請求を行うことが可能であり、名誉権ないしプライバシー等の人格権に基づく差止請求権を行使してサイトの削除請求を行うことが可能であるとする。さらに、大島(2020)は、米グーグル社との関係についても言及をしており、被害者は、サイト運営者と「Googleマップ」サービスを提供する米グーグル社とが共同不法行為を行っていると主張して、サイト運営者と並んで米グーグル社に対しても損害賠償や差止を主張することが可能であるとしている。また、当該サイトが同社の検索サイトの検索結果の最上位に表示されることから、最決平29・1・31民集71巻1号63頁を参照し、被害者が同社に対して当該検索結果の削除請求を行った場合には、「当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断」すべきであり、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」には、検索事業者に対してURL等情報を検索結果から削除することを求めることができるとしている点に着目し、「破産者マップ」の事例では、もし破産者情報が約10年前のものであり、その後、平穩に生活していた事実があるすれば、みだりに自己の破産情報を公表されない利益が優越することが明らかであるとして、検索結果の削除請求が認められる余地があるとしている。第三に、行政法の観点からは、個人情報保護委員会が個人データの第三者提供規制を定めた旧法第23条第1項違反及び取得に際しての利用目的の通知等を定めた旧法第18条第1項違反のおそれを理由として行政指導を行ったのと同様に、これらの違反を主張することが可能であるとしている。

小林(2020)[8]は、破産者等の官報公告をインターネット上で行うことの是非と、より根本的には、破産者情報を官報公告することの是非についても検討せざるを得ないとしている。官報公告の問題は、たびたび持ち上がるが、債権者に対する手続保障ということが強調され、なかなか改正しようという方向へと向かないとする。しかし、官報公告をすることで、現れる債権者が多くなるとも思えないとし、国民に自由に閲覧させる必要はなく、害悪の方が遙かに大きいとする。また、2020年2月7日に日弁連消費者問題対策委員会において、破産者情報を要配慮個人情報として政令で定めるべきであること、インターネット版官報では破産者情報を除外すべきであることの見解書の採択が行われたことを受けて、その提言どおりに破産者情報を要配慮個人情報と指定することが実現できれば、個人情報取扱事業者が本人の同意のない情報取得が禁止されるうえ、第三者提供も禁止されるなどの法的効果を付与することが可能

^v 前掲注 i

となり、さらには、個人情報保護委員会がより積極的に監督権限を行使できることとなるため、実効的な解決が期待できるとしている。

手嶋(2019) [11] [12]は、破産等の手続きは、債務者の経済生活の再生の機会の確保のためにあるとし、破産手続等の開始決定が官報で公告されるのは、債権者に権利行使の機会を与え、第三者が不測の損害を受けることを防止するためであり、破産者と無関係の第三者が、いたずらに破産者等の個人情報を利用するようなことが許されてはならないとする。

次に、これらの意見に対して、破産者情報の公開もやむなしとする論説も存在する。

増田・久保田(2019) [14]は、破産者情報は、信用情報として確実に把握されなければならないことは否定できないとする。好奇心のみで「破産者マップ」の利用者が多数に上るとは必ずしも言えず、官報情報に比して使いやすいデータベースとしての利用価値・ニーズがあったからこそ、当該サイトは閲覧者が多くなり、かつ話題にもなったとも考えられるとする。「破産者マップ」のような形で破産者情報を公開することは不法行為たり得るのかとの点について、そもそも官報公告で公にされている情報を、より人々がアクセスしやすい形で公開し、耳目を集めることとなったからといって不法行為だと即断することはできないとする。そして、破産者情報を掲載することについては、前掲最決平 29・1・31 の判断基準に倣い、破産者情報を「破産者マップ」という形で公表されない利益が「破産者マップ」で公表する利益・役割等に優越するか否かで判断すべきとしたうえで、仮に前科前歴よりも破産者情報の公開の方が扱いに配慮を要するといえたとしても、なお破産者情報の非公表の利益が公開の利益に優越するとまではいえず、「破産者マップ」の公開を停止する必要は法的にはないと考えるとしている。特に、ローンやクレジットカードの利用に関わる信用情報機関でも破産者情報は事業者に提供されている現状があり、これらは表立っては問題視されていないとし、「破産者マップ」とこれらの事業との線引きをすることは困難であるとする。

6. 検討

個人情報保護法を確認すると、個人情報の収集・利用にあたり、本人からの同意を取得する必要はなく、利用目的を特定し（旧法第15条、改正法第17条）、その利用目的を通知又は公表すれば足りる（旧法第18条、改正法第21条）。他方、あらかじめ本人の同意を取得しないで、個人データ

viを第三者へ提供することを禁止している（旧法第23条第1項、改正法第27条第1項）。

「破産者マップ」事件及びその同種事件のいずれも、インターネット上で破産者情報をまとめ直して地図サイト上に一覧性を付加して公開するにあたり、利用目的を通知又は公表しておらず、他方、本人からの同意も取得していない。しかし、官報により公開された情報は、誰でも取得できる状態にあるため、すでに公開されている破産者情報を公表するにあたり、改めて本人から同意を取得することが必要かどうかについては、議論の余地がありうる[10]。

思うに、まず、破産制度の問題として、現行の破産制度では、全ての債権者に債務者の破産を通知することが難しい場合があることから、破産者情報を官報に掲載し、国民に向けて「公告」することが、債権者に「知らなかった」と主張させないこと、つまり、「悪意」を擬制する役割を果たしている。もし破産者情報について、国民一般に知らせるべきでないとするならば、紙の官報であれインターネット版官報であれ破産者情報を掲載せず、たとえば関係者のみが申請して閲覧できるようにするといった制度設計が必要となるが、そのような方法では債権者への周知機会が十分にならないことは自明である。破産手続としては、兎にも角にもいったん「知らせた」ことを前提として進めざるを得ない。したがって、公告の手段として、破産者情報を官報へ掲載することそれ自体を止めることは難しい。しかしながら、日弁連の意見書が指摘しているように、債権届出期間や異議申立期間が経過すれば、公告の用途は尽くされており、その後の情報の公開は法的には不必要である。この観点からは、特にインターネット版官報での公告方法については見直す余地はありそうである。インターネット社会において、破産者情報の公告手段として、どのような方法が望ましく、どのような方法が可能であるのか、破産制度の見直しは必要と思われる。

次に、個人情報保護委員会の命令について、同委員会は、公開情報をまとめ直して一覧性を持たせて公開することに対して、利用目的の通知又は公表の義務（旧法第18条、改正法第21条）、ないし、あらかじめ本人の同意を取得しないで、個人データを第三者へ提供することの禁止（旧法第23条第1項、改正法第27条第1項）に対する違反を根拠とした。しかし、各規定の本来の制度趣旨ではない法の適用（流用）であるように思われ、違和感を覚える。

個人情報保護法ガイドライン Q&A を見ると、個人データを第三者に提供する際には、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが（旧法第23条第1項）、例えば、ある企業の代表取締役の氏名が当該会社のホームページで公開され

が含まれるもの。

一方、同第16条第3項は、「個人データ」を、個人情報データベース等を構成する個人情報をいうものと定義している。

vi 改正法第2条第1項は、「個人情報」を、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいうと定義している。①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。②個人識別符号

ていて、当該本人の役職（代表取締役）及び氏名のみを第三者に伝える場合等、提供する個人データの項目や提供の態様によっては、本人の同意があると事実上推認してよい場合もあると解されるとしている[4, A5-13]. 他方、「破産者マップ」事件後の2019年6月に追加された個人情報保護法ガイドライン Q&A を見ると、公開情報であっても、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報は、個人情報に該当し、このような情報を集めて、新たに特定の個人情報を検索できるように作成したデータベースは、原則として、個人情報データベース等に該当し、したがって、事業者の規模にかかわらず、これを事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当するため、利用目的の通知又は公表が必要となり（旧法第18条第1項）、また、このような情報を不特定多数の者が閲覧できるような状態に供する行為は、第三者提供に該当し、原則として本人の同意が必要になる（旧法第23条第1項）としている[4, A1-45-2].

しかしながら、すでに公開されている情報をまとめ直して再公表する場合を一般化して、第三者提供に該当し、原則として本人の同意が必要になるとすれば、たとえば、公開情報を元に企業情報をまとめた業界誌のようなものであっても、第三者提供にあたることとなり、本人から同意を取得するか、オプトアウト措置を講じることが必要となる。このような運用は、本来の制度趣旨から離れているように感じられる。また、個人情報保護委員会の2つの命令に見られるような行政権の行使は、事業者からすると予見可能性がなかったのではないと思われる（他方で、公開情報について、企業の代表取締役の氏名が会社のホームページで公開されている場合には、本人の同意があると事実上推認してよいと解される場合があるというのも不明瞭である）。

前述のとおり、「破産者マップ」事件を契機に、改正法第19条が、「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」と定めて、不適正な利用を禁ずることとなった（また、併せてガイドラインの記述が変更されたことも前述のとおりである）。

同委員会としては、同種事件を悪質であると考えて被害者を救済するために迅速に対応したのであり、だからこそ、対策を急ぎ、Q&Aを更新し、法改正を行い、ガイドラインにも記載したものと思われる。同種事件は、改正後の不適正利用の禁止（改正法第19条）に該当することについては、異論はない。しかし、法改正前に、公開情報をまとめ直して再公表する場合を一般化して、個人情報の収集・利用に

あたるとしつつ、このような情報を不特定多数の者が閲覧できるような状態に供する行為が、第三者提供に該当し、原則として本人の同意が必要になる（旧法第23条第1項）と解釈適用するのは、いかにも無理があるように感じられる。

最後に、プライバシー侵害にかかる不法行為の問題について述べれば、増田・久保田(2019) [14]は、サイト運営者が破産者情報を掲載すること自体について、最決平29・1・31の判断基準に倣い、「破産者情報を破産者マップという形で公表されない利益が破産者マップで公表する利益・役割等に優越するか否か」で判断すべきとしたうえで、仮に前科前歴よりも破産者情報の公開の方が扱いに配慮を要するといえたととしても、なお破産者情報の非公表の利益が公開の利益に優越するとまではいえず、「破産者マップ」の公開を停止する必要は法的にはないと考えるとしている。大島(2020) [2]があくまでも米グーグル社の検索サービスに対する削除請求権を前提としているのとは異なり、増田・久保田(2019)は、「破産者マップ」のサイト運営者に対する削除請求権を前提として、削除の基準を最決平29・1・31の判断基準に倣うべきものとしているようである。しかし、同決定は、「当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断」すべきであり、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」（傍点筆者）には、検索事業者に対してURL等情報を検索結果から削除することを求めることができるとするものであり、「明らか」要件は、単なる比較衡量にとどまるのではなく、検索エンジンの責任を限定する意味を持つ。同決定は、検索エンジンという法的性質の特殊性に着目して導かれているのでありvii、最高裁の意図ないし射程として、「破産者マップ」事件のような発信者そのものの責任を限定するものではない。

なお、もしすでに公開されている破産者情報をまとめ直して再公表することを、個人情報保護法の第三者提供の禁止（旧法第23条第1項）規定の違反に問えなかったとしても、名誉毀損やプライバシー侵害を理由として、サイト運営者に対して個別に責任を問う途は十分に考えられることであり、前述した東京地裁係属事件の帰趨が注目される。特に、破産者情報に関しては、債権届出期間や異議申立期間が経過すれば、公告の目的は達せられており、一定の期間が経過していることを前提に、そうした情報をむやみに再公表されないことについて、法的保護に値する利益を有すると判示される余地は十分にありうると考えられるviii。

vii ツイッター投稿削除請求事件においても、「明らか」要件が採用されており注目されるが（東京地判令元・10・11（TKCロー・ライブラリー文献番号25506572）、東京高判令2・6・29（TKCロー・ライブラリー文献番号25571010））、当該事件に関しては、

SNSにおける媒体の特質や、利用者による拡散といった機能の特質についても分析も行う必要があると考えられるところ、本稿では紙幅の都合から触れることはしない。

viii 『逆転』事件最判平6・2・8民集48巻2号149頁は、一定の

参考文献

- [1] 板倉陽一郎(2020)「AI時代の個人情報保護」法の支配 197号 127頁
- [2] 大島義則(2020)「破産者マップをめぐる消費者トラブル」現代消費者法 47号 118頁
- [3] 個人情報保護委員会(2016)「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」2016年11月(2021年10月一部改正)
- [4] 個人情報保護委員会(2017)『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」平成29年2月16日(令和3年6月30日更新)
- [5] 個人情報保護委員会(2020)「個人情報の保護に関する法律に基づく行政法上の対応について」2020年7月29日
- [6] 個人情報保護委員会(2021)「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(不適正利用の禁止)」2021年2月19日
- [7] 個人情報保護委員会(2022)「個人情報の保護に関する法律に基づく行政法上の対応について(破産者等の個人データを違法に提供している事業者に対する命令について)」2022年3月23日
- [8] 小林孝志(2020)「破産者等情報のインターネットへの公開—破産者マップ事件とその後—」消費者法ニュース 123号 66頁
- [9] 新保史生(2021)「個人に関するデータの利活用と保護の境界線—個人情報保護の失敗と法執行事例を手がかりに—」法の支配 202号 92頁
- [10] 田中浩之 北山昇(2020)「改正対応! 個人情報保護法の基礎 第6回公開情報は自由に利用していいの?(破産者情報の利用に関する命令に学ぶ)」会社法務 A2Z 2020.10号 46頁
- [11] 手嶋竜一(2019)「破産者マップ事件簿—破産者の真の生活再建のために必要なこと—」全青司 470号 14頁
- [12] 手嶋竜一(2020)「破産者マップ事件—その後—」全青司 486号 8頁
- [13] 日弁連(2020)「公告された破産者情報を含む『本人が破産、民事再生その他の倒産事件に関する手続を行ったこと』に関する情報の拡散を防止する措置を求める意見書」2020年7月16日
- [14] 増田亮太 久保田隆(2019)「国際取引法研究の最前線 第88回破産者マップ事件の教訓—残された法的課題—」国際商事法務 47巻 12号 1550頁
- [15] ヤフー・ジャパン株式会社(2022)「補論 破産者情報の取り扱いについて」(「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」と新たな検討課題に関する有識者会議の報告書について) 2022年3月14日

期間が経過している場合に、「前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する」と述べ、その法的利益が優越するとされる場合には、民法第709条に基づき、その公表によって被った損害賠償を請求することができるとしてい

る。なお、民法第709条は、効果として侵害者の損害賠償責任を規定するのみであるが、プライバシー侵害の予防的効果として差止請求が認められることは、判例上確立している(『石に泳ぐ魚』事件最判平14・9・24判例時報1802号60頁)。